

## まとめ資料 1 介護認定について

現代の40歳以上の人間は原則的に介護保険に加入しています。

しかし介護保険のしくみ・適用度合いを知らずに 自ら年齢的な衰えと判断し、何の申請もせずに暮らしておられる高齢者のかたが多いのが実状です。

つまり 申請をすれば現状が介護認定の等級「要支援1」の認定基準を満たしている方が多いということです。(申請すれば30日以内に認可があります)

認定を受け、条件を満たしていれば等級に関係なくどなたでも介護保険で住宅の改修の助成制度を申請出来、各種の介護サービスも受けられるようになります。

この時代受けられる補助は何でも申請しておく姿勢が必要だと思います。

また申請をする事は当然の権利であり決して恥ずかしいことではありません。

**要支援1**とは 社会的支援を要する状態である。

- ・日常生活の能力は基本的にあるが、身の回りの世話に一部介護が必要である。
- ・食事、排せつ、衣類の着脱を介助無しでほとんど一人ですることができる。
- ・要介護状態ではないが、社会的支援を要する。
- ・介護予防サービスの利用により、状態の維持・改善の可能性が高い。

つまり

日常生活を送るうえでの基本的動作(歩行・排せつ・食事摂取など)はほとんど自分で行うことができるが、手段的日常生活動作(道具的日常生活動作)(注1)を行う能力が低下している場合、何らかの支援が必要である。という段階が **要支援1** です。

(注1) 手段的日常生活動作(道具的日常生活動作)とは

バスに乗って買い物に行く、電話をかける、食事の仕度をする、掃除をする  
家計を管理する 布団の上げ下ろしをする 洗濯 服薬管理などの事です。  
これらにおいて 何らかの支援が必要な場合 **要支援1** が適用となります。

### 介護保険住宅改修給付事業

介護保険の介護認定を受けた方なら自立以外であれば等級に関係なくどなたでも介護保険で住宅の改修ができます。ただし **上限は20万円**で、**1割の自己負担を伴います**。できる工事の種類が決められています。

### 高齢者住宅改修事業

介護保険による住宅改修のほかに必要な種類の工事に対して助成制度があります。基準は認定を受けた65歳以上等 **上限は332,000円**

つまり 介護認定を受けた65歳以上のひとは認められた改修に対し、

最高で 差し引き 512,000円 の助成金が支給されます。

※ ただし 介護老人ホーム等に入居された場合(別居) 勿論 適用はされません。